

(別記1)

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第 8 乙は、この契約による事務の処理について、原則として甲の庁舎内において甲の指定する時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(資料等の運搬)

第 9 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第 11 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

この場合において、再委託者の監査等に関する事項を含む。

(資料等の返還)

第 12 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

(別記2)

「情報セキュリティに係る特記事項」

第1章 業務委託における情報セキュリティの確保

(認定・認証制度の適用)

第1 乙は、ISO/IEC27001 による ISMS 認証の国際規格又はプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。

(関連例規の遵守)

第2 乙は、この契約の履行に当たり、三豊市情報セキュリティ条例（平成18年条例第13号）その他関連例規の規定を遵守すること。

(適正管理)

第3 乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4 乙は、この契約の履行に当たり、責任者及び作業に従事する者（以下「従事者」と総称する。）を定め、情報セキュリティを確保し、確実に履行するための実施方法及び管理体制を整備した上で、甲に報告しなければならない。

(作業場所の指定等)

第5 乙は、この契約の履行に当たり、原則として甲の庁舎内において甲の指定する時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(情報資産の管理等)

第6 乙は、取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。

また、情報資産のライフサイクルに応じて必要な措置を講じること。

(従事者の監督)

第7 乙は、この契約による従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約の履行に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の履行のために取り扱う情報資産を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（秘密の保持）

第9 乙は、この契約の履行に関して知り得た情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

（再委託の禁止）

第10 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

（資料等の返還）

第11 乙は、この契約の履行のために、甲から提供を受け、又は乙自らが作成した情報資産等は、この契約の履行完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

（履行状況の定期報告）

第12 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、情報資産の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

また、甲は、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（実地調査等）

第14 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第15 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

第2章 クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保

(認定・認証制度の適用)

第16 乙は、この契約に関しクラウドサービスを提供する場合は、ISO/IEC27017 による ISMS 認証の国際規格又は同等以上の第三者認証を取得していること。

(適正管理)

第17 乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産について、クラウドサービスを含むサプライチェーンの漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第18 乙は、この契約の履行に当たり、クラウドサービス提供者を含む従事者を定め、情報セキュリティを確保し、確実に履行するための実施方法及び管理体制を整備した上で、甲に報告しなければならない。

(準拠法・裁判管轄)

第19 提供されるクラウドサービスにおいて利用するデータセンターは、国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。